

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和7年9月18日（第11日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会9月会議11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願を議題といたします。

この請願については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、報告申し上げます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、2号、付託年月日、令和7年9月8日、件名、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願。

審査の結果、総務教民常任委員会として採択すべきものとなりました。

以上、報告申し上げます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について、本会議で採択とすることに反対の立場から討論を申し上げます。

本請願の付託を受けた総務教民常任委員会の審査において、私は継続審査とすべきであると意見を述べたものであります。

その理由について申し上げたいと思います。

本請願の願意は、大きく3つであります。

1つには、教員が教材研究や授業の準備の時間を確保したいということ。

1つには、児童生徒に負担のかかり過ぎている授業時数を削減すること。

1つには、教科書のページ数、文字数が多いため、その内容を見直すことであります。

本請願が近郊自治体議会に出されましたのは、令和7年6月奥州市議会であります。文部科学省中央教育審議会特別部会が今月5日に次期学習指導要領の素案を公表いたしました。その素案のポイントは、大きく4つであります。

1つに、調整授業時数制度の創設。

2つ目に、技術・家庭科の教科を家庭科と情報技術科に分離する。

3つ目に、授業時数の適正化による教員の負担軽減を図る。

4つ目に、主体的・対話的で深い学びの実相であります。

私は、本請願を審査するに当たり、6月の時点で出された願意とこの9月に中教審が公表した素案とを比較し、その願意が満たされている内容か否かを新旧対照のように比較して判断しよういたしました。

創設される調整授業時数制度とはどういった内容かを見ますと、児童生徒の状況に応じた柔軟な教育課程が編成できるよう学校現場の裁量を拡大して、各教科の授業時数、いわゆるこま数を一定範囲で増員可能にするというものであります。例えば、週5こまの国語を4こまにして、削った分を英語に上乘せしたり、習熟度の低い教科に上乘せしたり、学校独自の教科に充てたりできるようにすることで、削減分の振替先として、個別の児童生徒への学習支援や教育

研修といった裁量的な時間も認められることとなります。教員が授業研究や研修に充てる時間分は、授業が行われず、児童生徒の学習時間は減ることとなります。教科によっては、標準とされる授業時間が達成されない学校も出る可能性があります。

素案で示された情報教育についてですが、小中高を通じた情報教育を強化するというものであり、情報分野に関し小中では現在、どの教科で教えるのかといった明確な位置づけがなく、教科や領域の新設で高校の情報化までを体系化させる目的であります。小学校では、総合的な学習の時間に情報の領域を加え、中学校は情報技術科を新設し、情報技術の活用や適切な取扱いを小中高校通して学べるようにするものであります。メディアリテラシーについて、学校の取り組みの差が大きいことや、長時間利用の影響を含めばデジタル媒体との適切な距離の置き方などを重要な課題としております。指導教員の研修機会の拡大や教員養成課程の新設のほか、地域人材や企業との連携を検討するとされてもいます。このことで、小学校から高校まで一貫してカリキュラムに組み込まれていなかった情報教育の一定の体系化ができるものと思われま

す。学習指導要領は約10年ごとに改訂されるわけでありますが、新たな学習要領は、小学校が令和12年度、中学校が令和13年度、高校が令和14年度以降に全面実施される予定であります。平成10年に改訂されたその内容において、標準総授業時数を縮減するゆとり教育を実施しております。ゆとり教育の授業時数は、現行の1,015時間に比べ945時間でありました。そのことで、児童生徒の学力低下を招いたと警鐘されているものであります。

請願の願意の3つと素案を比較、検討すれば、1つ目に、教員が教材研究や授業の準備の時間の確保については、新たに裁量の時間が取れることでカバーできる。

2つ目の児童生徒に負担のかかり過ぎている授業時数を削減することについては、教員の裁量の時間分授業が行われなく、実質削減となります。素案では、請願の求める2つまでは100%ではなくてもカバーされているものと現段階では判断するものであります。ただ、願意にあります授業時数の削減を現行の1,015時間から875時間を求めるとするものについては、その実現は難しいものであると考えるものでもあります。

3つ目の願意であります教科書のページ数や文字数については、審査する専門的な知見を持ち合わせておりません。このことについては、中教審がデジタル教科書を正式教科書と位置づけることとしており、動画、音声などをQRコード、二次元コードでの接続先のコンテンツも教科書の一部として検定の対象とすることとしております。紙とデジタル、またその両方のハイブリッドの教科書になり、文字数の削減になるのかどうか、こうしたことと、新設される情報教育が児童生徒にどういう効果をもたらすのか、現時点で判断することは難しいと考えるものであります。令和8年夏までにまとめられる次期新学習指導要領の改正部分の確定を見て判断する以外になく、継続して審議すべき案件であると思っております。

よって、本会議において請願を採択し、意見書を提出するには拙速であると考えますことから、反対とするものであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

それでは、原案に賛成の立場から討論いたします。

今回、常任委員会では、参考人を招致し、教育現場の実情と抱える課題、そして請願内容を委員一同より深く理解することができました。

まず、児童生徒にとって過大な学習内容は、精神的・身体的な負担を生み出すことは言うまでもありません。毎日、多くの教科を学び課題に追われることで、睡眠や余暇の時間が削られることは、学習意欲の低下を招くばかりか、不登校やメンタルヘルスの問題にもつながりかねません。また、カリキュラム・オーバーロードは教員にも大きな影響を与えているのではないのでしょうか。多くの授業準備、課題の添削、評価に加えて、地域移行化が進みつつあるとはいえ部活動に追われ、長時間労働が常態化しています。これでは、授業の質を高める余裕もなく、教師自身の心身もむしばまれます。教育内容を精選すれば、教員は授業を丁寧に設計し、生徒への個別の学びのサポートにも時間を割くことが可能になります。安易な学習内容の精選は学力低下を招くといった意見もあるかもしれませんが、参考人の意見によれば、安易な精選ではなく、補足資料や重複部分の精選を視野に入れているとのことでした。

したがって、懸念される学力低下には直結しないと考えられます。カリキュラム・オーバーロードの改善は、生徒の学びと教員の働き方改革にもつながる重要な課題であります。私は、この教育現場の実情を改善し、教育の質とバランスを見直す本請願に賛成いたします。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

1番、小埜寺享議員。

1番（小埜寺享君）

私は、今回の「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について賛成の立場で討論させていただきます。

カリキュラム・オーバーロードとは、皆さんご存じのとおり、国の教育課程基準に基づき学校が定めた教育課程の時数と教育学習内容が質、量ともに過多となることで、児童生徒や教員に過度な物理的・精神的な負担がかかる状態を指します。

現在の学習指導要領は、およそ10年に1度の割合で改訂されておりますが、その内容は時代背景により大きく変動してきました。東京学芸大学の森氏の調査によりますと、小学校5、

6年生の標準授業時数は、改訂年ごとに、1968年、総授業時数で1,085時間、平日1日時数が5.4時間でございます。ゆとり教育が始まるとされる1977年と1989年の改訂の時点では、総授業時数が1,015時間、平日1日時数が5時間でありました。そして、さらに進み1998年には、総授業時数が945時間、平日の1日時数にすると5.6時間でありました。そして2008年には、総授業時数が980時間、平日1日時数が5.8時間でありました。現在に至る2017年には、総授業時数が1,015時間に戻り、平日1日時数が6時間という結果になりました。総授業時数で1980年前後の改訂時と同様でしたが、6時間というのは、週6日制から週5日制となった現在において1日換算した場合、最も最長の時間となりました。これは中学校においても同様であります。

現行の学習指導要領では、小学校で英語が設けられたプログラミング学習も盛り込まれております。その結果、2008年改訂時よりも指導要領は1.5倍近く増えていると言われます。その内容に基づき作成された教科書も、大判化に加え、ページ数も増量し、教科書協会によると、小学校の教科書は2005年時と比べ、総ページ数が178%も増加したそうです。いかに多くの内容を短時間で詰め込もうとしているのか、お伺いできるかと思えます。

さらに、大森氏は全国の教員2,445人を対象にアンケートを実施しており、長期勤務された教員487名の方に、各改正時における授業標準時数は子供の生活に合っていたかという問いに、1989年は23%だったのに対し、2017年には90%の方が合っていない、やや合っていないという回答が得られたそうです。ほかにも教員の声として、時数が増えたことにより授業準備と休憩がなくなっている、子供たちと語らう放課後の時間もなく職員会議の時間さえ生み出せないという多くの回答を得られております。

多くのことを学ぶことは重要かと思われまます。しかしながら、教育課程において、その内容は過剰であるがために児童生徒や教員に過度な負担をかけ、教育の質の低下や深い学びを妨げるリスクがないようにしなければならないと思っております。そのためにも、教育内容を厳選し、授業体系の見直し、授業時間の適切な設定の対策など、教育現場の負担の軽減や質の高い学びを求めることが重要ではないかと思われまます。

文部科学省は、来年度中にも中央教育審議会やらの答申を受け、新たな学習要領の策定を進めると計画を聞いております。そして令和12年度以降、小学校から順次実施移行する考えのようです。その動きに間に合うように、この意見書は提出すべきではないかというふうに思いますし、全国で不登校の児童生徒は35万人を超え、高校生を合わせると41万人を超えていると言われております。学校現場に適応できない子供たちが苦しんでいる状況を、そういう事態をなくすためにもこの意見書は出されたものと信じておりますし、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書提出には賛成するものであります。ぜひとも議員各位の賢明なるご判断をよろしくお願いしまして、賛成討論として私の意見を申し上げます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

この認定案件7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

9番、決算審査特別委員長、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

令和7年9月18日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

決算審査特別委員会委員長、佐藤孝悟。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和6年度平泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第7号、令和6年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和6年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

1、町税における不納欠損額及び収入未済額は、財政運営上大きな問題であり、より一層の収納率の向上に努められたい。

2、基幹産業である農業に対し、農業従事者の意向を反映した施策を講じられたい。

3、学校教育のICT化が進む中で、その特性を踏まえ、地域における子育て環境と心の教育にも十分に活用されたい。

4、下水道事業会計においては、地方公営企業法に沿い、今後は適正な事務の執行に努められたい。

5、平泉町健康福祉交流館の運営については、人件費の抑制に努めつつ、サービス向上を目指し、健全経営に取り組まれたい。

以上、報告いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の認定案件は、決算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

認定第1号、令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和6年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてを討論行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和6年度平泉町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第9、議案第35号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

それでは、議案書12ページをお開き願います。

議案第35号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者

の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等の改正に伴い、令和7年1月に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことから、町職員の子育てや家族の介護の負担を軽減し、仕事と家庭生活の両立を図る柔軟な働き方を一層推進するため、改正しようとするものでございます。

参考資料にて説明いたします。

議案第35号参考資料、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例、新旧対照表1ページをご覧ください。

当該一部改正条例、第1条では、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について規定しており、第14条では、条項のずれに伴い、第16条の2第1項を第16条の3第1項に改めようとするものでございます。

第16条の2では、妊娠、出産等について申し出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度、いわゆる出産時両立支援制度等を周知し、個別制度等の利用の意向確認、さらには子や家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認する措置を講じなければならないこと、また3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期における仕事と育児との両立に資する制度、いわゆる育児両立支援制度等を周知し、個別制度等の利用の意向確認、さらには子や家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認する措置を講じなければならないことを規定しようとするものでございます。あわせて、個別の意見を聴取した後は、その意向に配慮しなければならないことについて規定しようとするものでございます。

次に、参考資料2ページをお開き願います。

新たに、第16条の2を追加したことにより、これまでの第16条の2は第16条の3に、第16条の3は第16条の4に繰り下げようとするものでございます。

次に、参考資料3ページをお開き願います。

当該一部改正条例第2条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定しており、第1条では、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う条項のずれにより、第19条第1項及び第2項を、第19条第1項から第3項まで及び第5項に改正しようとするものでございます。

なお、以降の説明は、地方公務員の育児休業等に関する法律につきまして、育児休業法の呼称で説明させていただきます。

第17条では、職員の育児休業等に関する規則に関連し、週以外の期間によって勤務日が定められている場合で、1年間の勤務日が121日以上であって1日の勤務時間が6時間15分を超えない会計年度任用職員であっても、部分休業を請求できるよう及び勤務日ごとの勤務時間を除こうとするものでございます。

第18条では、育児休業法第19条第2項第1号で定める1日につき2時間を超えない範囲で承認することができる部分休業について、第1号部分休業の呼称に改正しようとする事、又勤

務時間の初め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止することで、改正しようとするものでございます。

次に、参考資料4ページでございます。

第18条の2では、新たな部分休業の形態として、原則1時間を単位として行うことができる育児休業法第19条第2項第2号で定める第2号部分休業の承認について規定しようとするものでございます。

第18条の3では、育児休業法第19条第2項の条例で定める部分休業の請求期間について、毎年4月1日から翌年3月31日まで規定しようとするものでございます。

次に、参考資料5ページをお開き願います。

第18条の4では、第2号部分休業における人事規則で定める時間を基準として、条例で定める時間について、常勤職員は1年につき10日に相当する77時間30分に、非常勤職員は1日につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間として規定しようとするものでございます。

なお、この条例に関し、当該一部改正条例の附則の経過措置におきまして、令和7年度は10月1日からの半年扱いとなるため、常勤職員は38時間45分に、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間として規定しようとするものでございます。

第18条のほうでは、年度途中で部分休業の請求の申し出を変更することができる特別な事情として、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等申し出には予測できなかった事実が生じたことにより申し出の変更を行わなければ、小学校就学前の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合を規定しようとするものでございます。

第19条では、部分休業を育児休業法第19条第1項に規定する部分休業に改正しようとするものでございます。

第20条では、部分休業の承認の取消事由として、第18条の5の規定による特別の事情により申し出の変更をしたときと規定し、改正しようとするものでございます。

次に、参考資料6ページでございます。

当該一部改正条例第3条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しておりまして、第17条では、部分休業において、1日の全部を取得できる第2号部分休業の追加に伴い、勤務時間の一部として2時間を超えない範囲の時間に限るから勤務時間の全部又は一部に改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、令和7年10月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第10、議案第36号、平泉町立体育館設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長(千葉数馬君)

それでは、議案第36号、平泉町立体育館設置条例等の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

当町におきましては、町民それぞれの目的やライフスタイルに合わせて、スポーツを楽しむ機会や施設を快適に利用いただけるよう利便性の向上に努め、その活動の拠点として、長島体育館、長島球場及びテニスコートを町営体育施設として設置しております。

町営体育施設の維持管理経費は、近年のエネルギー価格や原材料費の高騰、施設や設備の老朽化などの影響で、光熱水費や管理委託料などの物件費と施設の改修及び修繕に要する費用が増加傾向にあります。これらの維持管理経費は、町の税金で賄うため町民全体が負担していることとなりますが、町営体育施設の使用料金につきましては、利用する人と利用しない人との均衡を考慮しつつ、負担の公平性を担保しなければなりません。

このことから、町営体育施設におけるサービスの提供につきましては、効率的な施設運営や事務改善によるコスト削減を行うとともに、スポーツ振興を図るための負担軽減にも努めながら、施設の利用者に対し、適正な使用料金を設定し、受益者負担を求めていく必要があります。そのため、適切な財政への確保による持続可能な町営体育施設の運営を図ることを目的として、町内社会体育施設の使用料の改定を行うに当たり、所要の整備を図るものでございます。

参考資料7ページ、議案第36号参考資料をご確認願います。

新旧対照表によりまして改正内容についてご説明いたします。

初めに、平泉町立体育館設置条例の一部改正についてです。

第7条、使用料につきまして、町民におきましても施設利用者に対しましては使用料を求めることから、許可を受けた者は別表に掲げる使用料を納付しなければならないものと改めるものでございます。

次、第8条でございますが、減免するを減額又は免除をするに改め、運用上の表現を整理するものでございます。

続きまして、別表につきましては、これまでの区分を半年ごと貸切り使用の場合は、入場料等を徴収しない場合、入場料等を徴収する場合、時間帯を午前、午後、夜間、全日していたものを、区分を中学生以下（町内に住所を有する者に限る。）、高校生（町内に住所を有する者に限る。）、一般とし、使用料を時間帯ごとではなく、中学生以下は無料、高校生は1時間当たり250円、一般、1時間当たり500円とし、町外に住所を有する中学生及び高校生の使用料につきましては、一般の区分とすること。使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とすること。減免により10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とすること。入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10倍の額とすることとしてございます。

続きまして、参考資料の8ページをご覧ください。

平泉町営球場条例の一部改正についてです。

第7条第2項、こちら共通使用回数券の発行、第3項につきましては、共通使用回数券の使用料の徴収でございますが、これにつきましては町営体育施設共通使用回数券の廃止に伴い、条文を削除するものでございます。

第8条でございますが、減免するを減免又は免除をするに改め、運用上の表現を整理するものでございます。

別表につきましては、使用料金の区分を中学生以下（町内に住所を有する者に限る。）、高校生（町内に住所を有する者に限る。）、一般とし、グラウンド及びスタンド使用料を区分ごとに、中学生以下、無料、高校生、1時間当たり450円、一般、1時間当たり900円とし、夜間照明設備使用料につきましては、一律30分につき1,100円、スコアボードにつきましては、1試合につき1,100円に改正するものでございます。

また、共通使用回数券につきましては、廃止に伴い削除するものでございます。

参考資料9ページのほうをご覧ください。

町外に住所を有する中学生以下及び高校生の使用料につきましては、一般の区分とすること。使用時間に1時間未満の端数があるときには、1時間とすること。減免により10円未満の端数が生じた場合には、切り捨てた額とすること。入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10倍の額とすることとしてございます。

続きまして、参考資料の10ページをご覧ください。

次に、平泉町営テニスコート条例についてでございます。

第7条第2項、共通使用回数券の発行、第3項、共通使用回数券の使用料徴収につきましては、町営体育施設共通使用回数券の廃止に伴い、条文を削除するものでございます。

第8条につきましては、減免するを減額又は免除をするに改め、運用上の表現を整備するものでございます。

別表につきましては、使用料金の区分を中学生以下（町内に住所を有する者に限る。）、高校生（町内に住所を有する者に限る。）、一般とし、テニスコート使用料を区分ごとに、中学生以下、無料、高校生、1面1時間1回につき100円、一般、1面1時間1回につき200円とし、夜間照明設備使用料につきましては、一律1面1時間1回につき500円に改正するものでございます。また、共通使用回数券につきましては、廃止に伴い削除するものでございます。

なお、町外に住所を有する中学生以下及び高校生の使用料については、一般の区分とすることとし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とすること。減免により10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とすること。入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10倍の額とすることとしてございます。

議案書18ページのほうをご覧ください。

本条例の施行期日や経過措置等についてでございます。

施行期日は、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

共通回数券の取扱いについて、平泉町営球場条例、平泉町営テニスコート条例の改正前に発行された町営体育施設共通使用回数券は、令和10年3月31日まで使用可能としてございます。

平泉町営球場の使用料の経過措置について、施行日から令和9年3月31日までの間、平泉町営球場の使用料は、本来の1時間900円を1時間600円といたしますが、減額、免除の規定を適用する場合には、この特例は適用されないこととしてございます。

平泉町営テニスコートの使用料の経過措置について、施行日から令和9年3月31日までの間、平泉町営テニスコートの使用料は本来の500円を300円といたしますが、減額、免除の規定を適用する場合には、この特例は適用されないこととしております。準備行為につきましては、条例施行に向けた必要な準備行為は、施行日前から行うことを可能としてございます。

以上が改正の内容となります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第37号、平泉町立学校施設の開放に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、議案第37号、平泉町立学校施設の開放に関する条例について補足説明をいたします。

議案書20ページをご確認願います。

これまで町立学校施設の開放につきましては、規則により規定しておりましたが、今回使用料を設定することに伴い、その根拠を明確にするため、条例において定めることといたしました。

本条例につきましては、町民等の皆様に小中学校の施設を安全かつ円滑に利用していただくために必要な事項を定めるものであり、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法の趣旨に基づき、学校教育の支障のない範囲での開放を目的としております。

それでは、各条文についてご説明いたします。

第1条では、平泉町立学校設置条例に基づく町立の小学校や中学校の施設を町民等の皆様に開放するに当たり、そのために必要となる事項を定めることを目的としてございます。

第2条におきましては、学校開放の定義を規定しており、学校教育に支障のない範囲で教育委員会が指定する日時に学校施設を利用できることとしてございます。

第3条では、対象となる学校開放施設を規定しており、屋内運動場と屋外運動場で教育委員会が指定する施設を対象としてございます。

第4条では、使用者の範囲を定めており、教育委員会に使用の登録をした者としておりますが、特に認める場合は、例外を設けることができることとしてございます。

第5条では、使用の許可について規定しております。

学校施設を利用するには、教育委員会の許可が必要であり、その際、条件を付することができることとしてございます。また、公序良俗を乱すおそれがある場合や施設設備を汚損、損傷又は亡失するおそれがある場合、営利目的、政治・選挙活動、宗教活動に利用する場合、その

他管理上支障があると認める場合、その他教育委員会が適当でないと認める場合には、許可しないこととしてございます。

議案書21ページをご確認願います。

第6条では、使用許可の取消し等について規定してございます。

条例や許可の条件に違反した場合、学校施設の管理上必要があると認められる場合、その他公益上やむを得ない必要が生じた場合には、許可の取消しや効力の停止、条件の変更、行為の中止、さらには退去を命じることができることとしてございます。

第7条、第8条につきましては、使用料とその減免について規定しております。

使用料は、別表に定める金額を納付いただくこととし、公益上や特別な理由がある場合には、町長が減額又は免除することができることとしてございます。

第9条では、使用料の不還付について規定しており、原則として既に納付された使用料は還付しないこと、ただし町長が必要と認める場合には、還付できることと規定してございます。

第10条では、原状回復について規定しており、施設の使用後又は使用停止や許可の取消しの場合には、施設を原状に回復しなければならないことと規定してございます。

第11条では、損害賠償等について規定しており、施設又は設備を汚損、損傷若しくは亡失した場合には、教育委員会の指示に従い、原状回復又は損害を賠償するものとしてございます。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合には、この限りではございません。

続きまして、議案書22ページをご覧ください。

第12条では、補則を規定しており、その他必要な事項については、規則で定めることとしてございます。

附則についてでございます。

施行日は、令和8年4月1日とし、施行前における準備行為も可能としてございます。

また、既存の夜間照明施設使用料条例は廃止し、経過措置として既に発行されている夜間照明施設回数券は、令和10年3月31日まで使用できるものとしてございます。

次に、別表の使用料金についてご説明いたします。

平泉小学校の体育館、アリーナ全面は、中学生以下は無料、高校生は1時間250円、一般は1時間500円としております。

校庭につきましては、中学生以下、高校生、一般いずれも無料としてございます。

長島小学校の使用料につきましては、平泉小学校と同様としてございます。

平泉中学校の体育館、アリーナ全面は、中学生以下は無料。議案書23ページをご覧ください。高校生は、1時間500円、一般は、1時間1,000円としております。体育館、アリーナ半面、ギャラリー、柔剣道場は、中学生以下、無料、高校生、1時間250円、一般、1時間500円としてございます。校庭は、全て無料としてございます。また、屋外運動場照明につきましては、中学生以下、高校生、一般ともに30分1,100円としております。なお、中学生以下は、町内の小中学校の児童生徒、高校生につきましては、町内に住所のある高等学校の生徒を指します。使用時間が1時間に満たない場合には、屋外運動場の照明を除き、1時間として計

算します。また、減免により10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとしてごさいます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第12、議案第38号、平泉町立認定こども園設置条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第38号、平泉町立認定こども園設置条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書24ページをお開きください。

今回の改正は、令和8年4月1日に町立保育所及び町立幼稚園を町立認定こども園に移行することに伴い、所要の整備を図るものであります。

議案書と合わせてお配りしております参考資料の11ページ、議案第38号参考資料、平泉町立認定こども園設置条例の新旧対照表によりまして、改正内容をご説明させていただきます。

改正後の第1条においては、認定こども園設置の目的を定めております。設置の根拠法令につきましては、保育所設置に係る根拠法令の児童福祉法の規定から、認定こども園設置に係る根拠法令の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に改めるものであります。

改正後の第2条におきましては、保育所から認定こども園に移行することに伴い、平泉保育所の施設名称、二葉きらり園に、長島保育所の施設名称、長島こども園に改めるものであります。

なお、施設の位置につきましては、変わらないものであります。

改正後の附則第2項においては、認定こども園開園前に入園手続等に係る必要な準備行為を実施できるようにするものであります。

改正後の附則第3項においては、認定こども園に移行に伴い、平泉町立幼稚園設置条例を廃止するものであります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、何点か質問をさせていただきます。

今回、幼保連携型ではなく保育所型となったというような説明を受けておりますけれども、保育所型となった理由についてお伺いをいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

認定こども園のまず類型につきましては、4つほどございます。今、議員のご質問にありました幼保連携型こども園、それから今回条例改正を行っております保育所型認定こども園、さらに幼稚園型認定こども園と、それから地域裁量型認定こども園がございます。

幼保連携型というのは、制度のお話をするようになりますが、保育所の認可、幼稚園の認可ではなく、幼保連携型こども園というのは、教育基本上の法律で定める学校であるとともに、児童福祉の児童福祉施設でもあるということで、幼稚園とは異なり幼保連携型ということで、新しい法律に基づいて新しく設置するものになっております。

それで、今回の保育所型につきましては、現在の認可されている保育所に1号認定、いわゆる教育部分を付加して行うというものになっておりまして、その条件緩和の中で資格の部分、つまり根拠法令につきましては、全ての認定こども園、同じ根拠法令になっておりますし、それから教育・保育の内容につきましても、同じ幼保連携認定こども園の教育・保育要領に基づ

く教育・保育内容というふうに定義されております。

それでは、何が今回保育所型にしたのかというのは、職員の免許の資格要件、幼保連携型であれば教諭免許、それから保育士の資格が必要になりますが、基本的にそれ以外につきましては、保育所資格双方を持っていなくても必要に応じて資格を取っていただければいいということで、職員の配置、それから会計年度職員の配置につきましても柔軟に対応できるという部分がメリットとしてございます。それから、園長の資格につきましても、幼保連携であれば、幼稚園教諭の免許状、それから保育士資格の証明書、5年以上の経験という条件が付されております。

しかしながら、保育所型につきましては、特にそういう認定がないということで、配置につきましてもある程度緩和されているという部分がございますので、総合的な部分として、これからの認定こども園を運営していく中で、同じような教育・保育の内容の要領に基づいて行うのであれば、基本的にその緩和されているほうがいいのではないかと、長島保育所につきましては、特に幼稚園機能というのをもともと持っていませんでしたので、同じような制度の中で進めていく部分では、保育所というのが平泉、長島にあるものですから、保育所型というふうな部分が運営としてはしやすいのではないかと、このような形の型を今回提案するものでございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

了解いたしました。

その後、今回認定こども園ということで、保護者の方、あるいは地域の方に説明会も2回ほど行っていると思いますけれども、やはり変わった部分、スクールバスの運行がなくなりますよとか、時間も調整が違ってくるというところも、そういったところ含めて説明した時点で大体理解を得られているのか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今回の認定こども園への移行につきましては、今、議員がご質問したとおり、保護者説明会、それから住民説明会を合わせて3回ほど、説明会を3回以上でさせていただきました。それで、特にこの認定こども園の移行についての反対意見等はございませんでしたし、説明内容についても分かりやすく説明をしてきたところでございます。

ただ、全ての保護者の方が参加をして十分理解したかというふうな部分については、全員が参加したものではありませんので、これからのスケジュールの中で、10月から11月にかけて入所手続きがございますので、その際に、改めて制度の内容についても一度ご説明を申し上げる機会を設けたいというふうにご考えております。

それから、今回変わった部分として、幼稚園ではスクールバスの運行をしておりましたが、これを廃止にするというふうなことをご説明を申し上げております。

スクールバスの今の利用者は、3名か4名というふうに教育委員会のほうで把握していると思いますが、そのような人数でございましたし、なくなってみて廃止するものではなくて、近隣市町村の認定こども園にする際に、やはりスクールバスの運行については、隣の一関では当然運行しておりませんし、奥州市についても、場合によっては独自の保育所でのバスがあるということで運行しているケースはありますが、これも廃止にする方向だというふうなことを聞いておりましたので、そういったコスト面というふうな部分も当然重要になっておりますので、そういったことを踏まえながら、スクールバスについては廃止するというご説明をしております。

それから、保育時間の関係ですが、保育所につきましては、基本7時半から夕方の6時半まで11時間保育ということになっております。これは制度上の話です。幼稚園につきましては、教育時間がたしか、9時半から1時半まで、その後7時まで、いわゆる預かり保育ということでそのような運行をしておりましたが、実際、7時まで保育所も預けることができるのですが、11時間保育ということで6時半から7時までは延長保育ということで、150円の利用料を頂いております。

ですので、保育所型でございますので、時間を合わせるとということで、幼稚園の一時預かりの時間も6時半までというふうに同じような設定をさせていただいたということを説明したところでございます。これに関してのご意見等については、特にございませんでした。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

もう一点伺います。

二葉きらり園におきましては、今までの保育室の関係で、やはり未満児の部分のかなり狭いといった、幼稚園の部分の園児のところ等のバランス、そういったところもございましたが、今回の保育室の配置とかも説明は受けているところですけども、その辺はかなり改善されるというふうに、そういうことになるのか、そこをお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

ご質問のあったとおり、少子化の中で保育所に預ける年齢層というか、特に預ける子供が減ってきている中でも、やはり未満児の預け入れというのが非常に要望としては多くなっております。それは当然、それぞれの世帯の就労条件などによって、特にも共働きなど含めながら、生まれて早い段階から入所を希望されるというケースがございました。そこで、今回の認定こども園として、新たな場所に設置するというものではなくて、既存の施設を有効活用していく中で、どう教育・保育環境を改善、いわゆる拡充していくかというのが1つのテーマでございました。

そういったところで、特に平泉幼稚園、平泉保育所につきましては、現在は、それぞれの保育所、幼稚園として、それぞれのクラスに1部屋ずつ部屋を設置しておりましたが、今回の認定こども園にすることによって、3歳、4歳、5歳につきましては、同じ部屋で今、教育・保育ができるという部分を生かしながら進めていく中で、部屋はそうすると既存よりも使える部屋が増えるというふうな考えになります。そういった部分を踏まえながら、未満児だけではないですが、3歳児まで需要の多いところに部屋の部分を少し拡張するような格好で、今までの施設をうまく利用できるような格好で、今回は、そのようなことを踏まえながら制度設計をしたところでございます。

特に、現在の平泉保育所を合わせまして定員数が180名と、つまり保育所が90名、幼稚園も90名という定員数でございましたが、改正後におきましては125名というふうに設定しております。特に3歳以上につきましてはの1号認定、いわゆる共有部分につきましては15名という設定で、保育需要の部分を非常に高めております。これは現状の人数、要望の人数に踏まえながらやっているということで、1歳児につきましては、今まで狭い部屋での1部屋ということでございましたが、今回、1歳児の受入れを2部屋というふうな設定をしております。そういった部分などを配慮しながら、今回の教育・保育環境の充実を図るような制度として運営をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

少子化が進む中で、定員に多分満たないと思うのですね、今後、なおさら。今日の新聞にも載っていましたが、一関市では、誰でも通園制度という制度を執行するそうです。親御さんが働いていなくても通園できるという制度なのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

誰でも通園制度、国の制度でございしますが、これにつきましては前も一般質問等でも答弁させていただいておりますが、令和8年4月1日から、今ただいま当課のほうでもその運用については検討を進めておるところでございますし、運営していきたいというふうに考えております。

今、おっしゃったとおり、誰でも通園制度というのは、今の一時預かりとは違いまして、あくまでも教育・保育というふうな部分のくくりになります。ただ、月ごとには、たしか月10時間ぐらいというような設定だったと思っておりますが、そういった部分を活用していくときに、特に平泉保育所、幼稚園のほうの部屋のほうが1部屋、今、こういった活動でも使えるように一応、そういう部屋も設けることにしておりましたので、そのような制度に対応できるような部

分としての制度を考えているところでございます。運営につきましては、今、こうして来年度に向けて検討は進めているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第39号、令和6年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案書26ページをお開きください。

議案第39号、令和6年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において、利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決をへて行わなければならないと定められておりますことから、令和6年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものです。

令和6年度平泉町水道事業会計決算書の297ページをお開きください。

297ページ、下段、令和6年度平泉町水道事業剰余金処分計算書案によりご説明いたします。

表の右、上段、未処分利益剰余金の当年度末残高2,339万7,807円のうち、1,000万円を資本金への組入れに、200万円を企業債の償還財源に充てるため減債積立金に、800万円を今後予定し

ている水道施設の更新費用に充てるため建設改良積立金にそれぞれ積立てし、処分後の残高339万7,807円については次年度に繰越しし、決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第14、議案第40号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書27ページをお開き願います。

議案第40号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書28ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金19万7,000円の減。

10款地方交付税、1項地方交付税6,531万2,000円、これは普通交付税でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金2,191万7,000円、これには物価高騰対応重点支援地方創生

臨時交付金807万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,540万円が含まれております。

15款県支出金、2項県補助金250万1,000円、これには岩手県畑地化促進事業費補助金233万4,000円が含まれております。

17款寄附金、1項寄附金3,000万円、これはふるさと応援寄附金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1億1,817万1,000円の減、財政調整基金繰入金1億3,147万1,000円の減、ふるさと応援寄附基金繰入金1,330万円でございます。

19款繰越金、1項繰越金1億8,318万6,000円、これは前年度繰越金でございます。

20款諸収入、5項雑入217万4,000円、これには後期高齢者医療関係市町村療養給付費負担金精算返還金214万7,000円が含まれております。

21款町債、1項町債1,040万円。

歳入合計補正額1億9,712万2,000円でございます。

次に、議案書29ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費40万2,000円。

2款総務費1億4,991万3,000円、1項総務管理費1億4,184万8,000円、これには財政調整基金積立金9,159万4,000円が含まれております。2項徴税费802万3,000円、これには航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務委託料627万円が含まれております。5項統計調査費4万2,000円。

3款民生費2,599万円、1項社会福祉費2,566万1,000円、これには定額減税補足給付金（不足額給付）800万円が含まれております。2項児童福祉費32万9,000円。

4款衛生費345万3,000円、1項保健衛生費345万円、2項清掃費3,000円。

6款農林水産業費370万円、1項農業費364万2,000円、これには畑地化促進事業費補助金233万5,000円が含まれております。2項林業費5万8,000円。

7款商工費、1項商工費126万3,000円。

8款土木費783万9,000円、2項道路橋梁費369万1,000円、これには町道補修工事費（地域課題事業分）250万円が含まれております。3項河川費251万5,000円、これには河川補修工事費（地域課題事業分）250万円が含まれております。5項住宅費163万3,000円。

9款消防費、1項消防費702万5,000円、これにはJアラート専用受信機整備工事費646万8,000円が含まれております。

10款教育費246万3,000円の減。

30ページでございます。1項教育総務費60万円、2項小学校費74万6,000円、5項社会教育費388万3,000円の減、6項保健体育費7万4,000円。

歳出合計補正額1億9,712万2,000円でございます。

次に、議案書31ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的別に、ごみ処理施設整備事業につきましては、変更前の限

度額1,780万円を変更後の限度額1,980万円に、Jアラート専用受信機整備事業につきましては、変更前の限度額220万円を860万円に、特別史跡無量光院跡保存修理事業につきましては、変更前の限度額880万円を1,080万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変わりはありません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

42ページと43ページに関わってお伺いします。

42ページの農業振興費の関係ですが、改正された鳥獣保護管理法でございます。9月1日から施行されたわけですが、市町村長が緊急的に、クマやイノシシなどが市街地に現れた際に、ハンターに銃猟を委託できることになったわけですが、この改正法は、必ず銃猟しなければいけないということを定めたものではなくて、人命や財産を守るために緊急やむを得ない場合に限り銃猟を認めたものであります。いわゆる今日まで行ってきたように、住宅地、市街地などにクマなどが出沒した際には、基本的には追い払いをするということを前提にした取り組みというのは今後も変わっていないというふうに思います。

ただ、今日まで有害鳥獣駆除実施隊員が行ってきた任務とはまた別の新たな任務が出るわけでございます。もちろん県は運用マニュアルを作成をして、それぞれ市町村に説明がされているのだろうというふうに思いますが、依頼をされるハンターの立場から見れば、初めてのことであり、様々な不安感があることは否めないというふうに思います。

そういう立場から3点ほどお伺いしたいのですが、まず最初にお伺いしたいのは、43ページの備品購入費にある緊急銃猟実施備品購入費とありますが、これは何を購入しようとするものかお願いします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

43ページの17節備品購入費、緊急銃猟に係る備品購入費ですけれども、現在のところ、防護用の盾と、それからヘルメットを購入する予定というふうになっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

分かりました。

次に、42ページで、11節の役務費のところ緊急銃猟保険料、3万円という金額は少ないの

ですけれども、現在、有害駆除実施隊員が加入している保険というのは、わな保険とハンター保険と2種類あります。わな保険については、1年通して保険期間になっているのですが、ハンター保険については、法律で定められた狩猟期間に限られたものとなっております。そのことから考えていきますと、いわゆる猟期以外にクマやイノシシが住宅地、市街地に現れるということは当然想定できるわけですが、この保険というのはどういう内容の保険になるのか、今分かればお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

11節の緊急銃猟保険料でございますけれども、これにつきましては、ハンターの方が銃猟を行った場合に建物ですとかそういうものに間違って銃弾が当たった場合の、そういう建物の保障になる保険料の部分でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

そこは、建物だけを保障する保険ということですが、県のマニュアルがどのようなものか詳細は承知しておりませんので、分かりませんが、いわゆるそれ以外の被害といいますか、それも想定されるというふうに思うのです。したがって、ここは、ぜひこれからお話をする会議などの中で対応を検討していただきたいなというふうに思いますが、そこで、最後の質問ですけれども、県は、この緊急銃猟制を導入するに当たって、対応マニュアルを決めました。そして、市町村長が要請した場合には、その説明会とか勉強会とかそういうものにしっかりと答えていくためのスタッフもつくりましたと、このようになっております。当然、平泉町は平泉町としての運用マニュアルの作成をされるのだろうというふうに思いますが、その上に立って、いわゆるこの事業をきちっと理解をさせるためにも、特にもハンターを対象にした制度、システムの勉強会といいますか研修会といいますか、こういったものを開催をしていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

この制度を運用していく中で一番重要な部分が、取りかかる方々の共通の認識といいますか、一番、安全の確保が一番重要な部分でございますので、もちろんハンターの皆様にも十分理解していただければいけないというふうに考えております。今後、研修会、それから実地訓練も含めて、そういうことを今検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまのご質問に対して、今、課長が答弁した内容、そのとおりではありますけれども、いずれ私自身が判断してその先頭に立つ一人として、そういった意味では、ハンターのみならず関係、例えば安全対策のために通行止めをしたり、警察官とかいろんな関係する方々がありますので、そういった意味では、しっかりとした対応ができる、そういう体制を、研修会も含めながら、これ、やる必要が特にあると思います。

特に、相手は生き物ですから、私たちもですけれども、そういった意味では、隣の町ではこうやったから、県ではこうしているからこれでいいのだということは、私は、一つもないと思います。やはりその場その場の状況によって左右される部分、しかし、何もが一番優先されるのは安全だというふうに思っております。そういった意味では、マニュアルも当然作成しますが、実践的にやはりしっかりと意思を確認し合うという、そういう勉強会も、一回ならず、やはり自分自身も含めてですけれども、やる必要があるというふうに考えておりますので、そういった意味では、今後も、ハンターの皆さんも含めながら関係の皆さんと、そういった意味では、情報交流しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞ協力をお願いしたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

初めに、37ページの6目企画費の中の12節委託料270万円、地域おこし協力隊業務委託料ですが、これの詳細について伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

37ページ、企画費の委託料の中の地域おこし協力隊業務委託料270万円の詳細の内容でございますが、これまで地域おこし協力隊は1名当たり520万円ということで、年額、内訳としては報酬部分が320万円、活動費が200万円ということで合計520万円でしたけれども、国のほうで特別交付税措置が拡充されまして、報酬部分が320万円から350万円に30万円引き上げられました。給与に当たる部分ですので、この全国的な給与アップの流れを受けたものだというふうに理解をしておりますが、1人30万円上がるということで、1人当たり550万円ということになりますので、30万円増額掛ける9人で270万円の増ということになっております。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

分かりました。

次に、40ページの3目老人福祉費18節負担金補助及び交付金1,540万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ですが、これの詳細についてお願いします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

40ページ、18節負担金補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、こちらは特別養護老人ホームの非常用自家発電設備整備の補助ということで、国庫の10分の10の補助というところで、今年度、交付金として支出する予定でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

次に、41ページの3目環境衛生費18節負担金補助及び交付金ですが、新エネルギー設備導入促進費補助金50万円、これの詳細についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

41ページです。

3目環境衛生費、18節の新エネルギー設備導入促進費補助金でございますが、当初予算で60万円ほど計上させていただいております、既に6件ほど申請をいただきまして、予算の交付決定が終わってございましたので、下半期分ということで5件分、50万円ということで再度計上させていただいたというところでございます。当初予算の分、6件分が交付決定済みという状況でございましたので、今回の補正というようなところでございました。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

分かりました。

最後ですが、44ページの8款土木費の地域課題の部分で町道補修工事費250万円、これはどこの部分でしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

これにつきましては、14区の町道大同線の修繕工事に対応するためのものでございます。内容が、延長10メートル、のり面盛土工と舗装工で修繕を行うものでございます。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

午前中に引き続き一般会計の補正予算の質疑をいたします。質疑ありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

44ページです。

7款1項商工費2目商工業振興費ですけれども、3件、補助金が計上されております。空き店舗を使って、こういった補助金でぜひ町の活性化に寄与してほしいのですけれども、この内容の件数、中身、この辺をお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

44ページの2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金でありますけれども、その中の空き店舗対策事業補助金、今回補正額28万5,000円でございますけれども、まず件数につきましては、今回の補正につきましては1件となっております。トータル、今年度予定しているのが3件でございます。

この補助金の内容でございますが、空き店舗等に出店する際、その家賃の賃貸月額の2分の1に相当する額、上限3万円でありますけれども、これを補助するものでございます。補助期間、営業開始した月から12か月の1年ということになっております。

これ、ここ近年少なかったのですけれども、今年一応3件予定しているということで、それ、空き店舗対策もこれまで重要施策ということで進めてまいりましたので、これらの補助金を周知して、どんどん活用していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

38ページの2款2項2目の12節委託料でございますが、航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務委託料が627万円新たに計上されているようですが、その業務内容についてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

38ページ、12節委託料、航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務委託料627万円の補正の内容というようなところでございます。

まず、固定資産税の賦課及び国土調査業務において取得した情報管理を正確かつ迅速に処理

するために、土地情報システムを使用しております。その中で、デジタル空間写真撮影及び写真地図を作成し、使用しているというようなどころでございます。前回撮影をいたしましたのが平成28年度ということで、今年度で9年度目というようなどころで使用しているところでございます。

業務の内容といたしますと、航空写真の撮影ということで、こちらは148枚を予定しております。それから、写真地図の作成というようなどころで、こちらはデジタルオルソというようなどころで、航空カメラで撮影した場合に、レンズの中心から中心投射というような方法になりますので、中心から対象物などの距離の違いにより、写真上の像に位置ずれが生じるというようなどころから、こちらを補正するというような業務が含まれてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、議案第41号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第41号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の56ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明い

たします。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金41万5,000円、子ども・子育て支援事業費補助金の増額でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金2,445万1,000円の減、財政調整基金繰入金の減額でございます。

7款繰越金、1項繰越金5,976万6,000円、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額3,573万円の増額でございます。

歳出、1款総務費42万6,000円、1項総務管理費41万6,000円、一般管理費の増額でございます。2項徴税費1万円、通信運搬費の増額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金3,277万9,000円、財政調整基金積立金の増額でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金252万5,000円、還付金及び償還金の増額でございます。

歳出合計補正額3,573万円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第42号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第42号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の62ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額で説明いたします。

歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金145万2,000円、事務費繰入金の増額でございます。

4款繰越金、1項繰越金81万2,000円、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額226万4,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費145万2,000円、後期高齢者医療システム改修委託料の増額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金81万2,000円、保険料の増額でございます。

歳出合計補正額226万4,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第43号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第43号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の68ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金57万4,000円、一般会計繰入金の増額でございます。

3款繰越金、1項繰越金214万4,000円、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額271万8,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費271万8,000円、燃料費及び修繕料の増額でございます。

歳出合計補正額271万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第18、議案第44号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書73ページをお開きください。

議案第44号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

74ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。款項同額でありますので、項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金921万5,000円、これは前年度の繰越金であります。

4款諸収入、2項雑入99万円、これは喫煙施設維持管理料の増額でございます。

歳入合計補正額1,020万5,000円となります。

続きまして、75ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費1,020万5,000円、これには令和7年度定期人事異動に伴う人件費の補正に加え、修繕料の150万円、町営駐車場施設整備基金積立金868万8,000円が含まれております。

歳出合計補正額1,020万5,000円となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

77ページの1款1項総務費の24節町営駐車場施設整備基金積立金が868万8,000円になっておりますが、令和6年度までは3,900万円くらいの積立てがあって、合計で4,700万円ほどの積立金が今現在あるわけですが、予算が成立すれば、積立金の使途、これ、今後どのような形で使っていくのかを説明していただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

歳出の総務費の24節積立金、町営駐車場施設整備基金積立金、今回868万8,000円で、令和6年度の決算書にありますけれども、令和6年度末の基金の現在高が3,898万8,000円で、本議会後、議決後4,767万6,000円になります。

この使途ということでございますけれども、これまで積立金並びにあとは一般会計への繰り出しということで対応してきておりました。今回、実は修繕費のほうにも150万円ほど修繕費を計上しております。これにつきましては、近年トイレの修繕費のほうがかさんできておりました、特にも令和7年度で申し上げますと、当初140万円の修繕費だったのでしたけれども、ほとんど、8月末時点で9割ほど消化をしているということで、今回補正しております。

今後の見通しであります。実は、昨年の9月議会のほうで議決をいただきましたが、駐車場施設整備基金条例の一部を改正する条例ということで、基金の目的、これまで整備に対する基金の用途ということでありましたけれども、それに加えて修繕等に要する経費も議会の議決をいただいて今執行しているところでございますが、いずれトイレ等の修理がかさんでまいりますので、特に毛越寺のトイレにつきましては、平成4年に建設をしております、今年で33年が経過しております。中尊寺第1、第2は、第1駐車場のトイレは19年、第2駐車場は改修しており、これまで9年の経過とあります。特に毛越寺のトイレの耐用年数が10年から15年と言われておる中で33年経過しておりますので、今後、大規模な改修も含めて、令和8年度の新年度予算編成が始まりますけれども、それに向けて今内部で検討をしているところでございます。いずれ一般会計に依存することなく、この基金を充当して維持、修繕を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第19、同意第2号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案であります人事案件につきましてご説明申し上げます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉昭夫。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉昭夫委員が令和7年9月27日をもって任期満了になりますことから、引き続き千葉昭夫氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。着席での休憩といたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第20、同意第3号から日程第22、同意第5号について一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案であります人事案件3件につきましてご説明申し上げます。

議案書その2の4ページをお開き願います。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に選任することについて、地方自治法施行規程第

16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、佐藤敏雄。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の佐藤敏雄委員が令和7年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き佐藤敏雄氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の5ページをお開き願います。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に選任することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、小室光子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の小室光子委員が令和7年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き小室光子氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の6ページをお開き願います。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に選任することについて、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、佐々木元。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉光祉委員が令和7年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに佐々木元氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論は省略して採決いたします。

同意第3号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。着席での休憩といたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第23、同意第6号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案であります人事案件につきましてご説明申し上げます。

議案書その2の7ページをお開き願います。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、三浦英子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の三浦英子委員が令和7年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き三浦英子氏を教育委員として任命したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第6号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第24、発議第7号、議員による県外研修視察の実施についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

発議第7号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、千葉勝男。

賛成者、高橋伸二議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員、大友仁子議員でございます。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

議員による県外研修視察の実施について。

本町議会では、「開かれた議会」「信頼される議会」を目指し、平成28年1月に議会基本条例を制定し、町民の負託に応える取り組みを進めてきた。また、令和7年6月会議においては、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会を設置した。

議会基本条例では、社会情勢の変化等に対応した議会改革に継続的に取り組み、その理念の不断の向上と充実強化が求められている。また、議員のなり手不足対策及び議員報酬のあり方について調査・検討を行うため、先進自治体を訪問し、今後の議会活動の活性化や本町のまちづくりに資する調査研究を行うことが、当面の議会の責務であると考えます。

幸田町議会では、議員のなり手不足対策に関する検討を進めており、その内容や対策について研修を行う。また、フタバ産業株式会社幸田工場においては、産業振興及び地域貢献に関する取り組みについて研修を実施する。さらに、幸田町風の会においては、地域活動としての取

り組みについて研修を行い、今後の議会活動に資することとする。

よって、本町議会の活動として、議員全員による研修視察を下記のとおり実施する。

記

1、実施期日、令和7年10月15日から17日までの2泊3日であります。

2、研修視察地、愛知県幸田町。

3、研修視察目的。

愛知県幸田町議会。

・議員のなり手不足対策について。

フタバ産業株式会社幸田工場。

・産業振興及び地域貢献に関する取り組みについて。

愛知県幸田町風の会。

・風の会の活動について。

以上であります。よろしくご賛同のほうお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

発議第8号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加して、追加日程として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第8号を日程に追加し、追加日程の議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第8号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

升沢です。

発議第8号。

令和7年9月18日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、千葉多嘉男、佐藤孝梧、阿部圭二、氷室裕史。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書（案）。

現在、国の中央教育審議会「教育課程企画特別部会」において、約10年に一度見直しが行われる次期学習指導要領の改訂に向けて議論が行われており、2025年度秋までに次期学習指導要領についての大枠の方向性を示し、2026年度中に答申・改訂が行われることになっています。

新たな学習指導要領は、標準授業時数の削減や教育内容の縮減に関して、教員の授業づくりの実態をしっかりと捉え、教員にとって過度な負担や負担感が生じないような観点を踏まえながら、検討を進めていただきたいと思います。また、改訂に際しては、子どもたちのゆたかな学びの保障や不登校児童生徒への学びの確保に努め、多様な子どもたちを包み込む柔軟な公教育の促進に向け審議を行っていただきたいと思います。

さらに、教職員の業務削減については、学校だけではなく国や地方自治体、地域社会を挙げて集中的に「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づいた教職員業務の精選、徹底した削減を進めていただく必要があります。

自治体ごとに教育委員会、学校、首長、地域、保護者、社会保険労務士等による「教育業務削減会議」の開催や勤務間インターバルの導入、担当時数削減のための定員定数改善、生徒指導専任教諭の配置、支援スタッフの更なる配置などを着実に進めることを勘案し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善が強く求められます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月18日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和7年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時36分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三枚山 光 裕